

○名寄市ホワイトマスター推賞基準

平成19年2月1日

告示第1005号

名寄の冬を楽しく暮らす条例に基づき、利雪親雪に関わることで、他の模範となる冬の暮らしで創意工夫のある活動に対し、この推賞基準により「名寄市ホワイトマスター」の称を贈り、推賞します。

(対象者)

第1条 名寄市に関わりのある個人、団体、グループ(以下「個人等」という。)を対象とします。

(推賞)

第2条 冬を楽しむ暮らしづくりや快適な冬の生活づくりに対して、次の各号のいずれかに該当し、他の模範となる活動について、市長がこれを推賞します。

- (1) 生活空間の確保のため、互助協力による雪処理等の奉仕活動
- (2) 北国の冬に適した衣装の創意工夫と普及活動
- (3) 冬の環境を活かし、豊かで楽しい食文化づくりの推進
- (4) 冬に強い住まいづくりの創意工夫
- (5) 冬の暮らしが、いきいきと楽しくなるようなイベントやスポーツ等の創意工夫のある企画や活動
- (6) 冬の自然環境を活かした芸術文化活動
- (7) その他市長が特に認めた活動

(推賞の時期)

第3条 推賞は毎年1回行います。

2 既に受賞している場合は、新たな活動について、これを推賞します。

(推賞の方法)

第4条 推賞は、名寄市ホワイトマスターの称を表した盾と記念品を贈り、讃えます。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成19年2月1日から施行します。